

第三期板橋区子ども読書活動推進計画検討委員会設置要領

令和2年5月25日
教育長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、第三期板橋区子ども読書活動推進計画の策定にあたり、その内容を検討するため、板橋区子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)の設置について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会教育長に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の施策に関すること
- (2) 板橋区子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会の委員長及び副委員長は学識経験者が務める。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第三期板橋区子ども読書活動推進計画を策定した日までとする。

(事務局)

第7条 事務局は、別表2に掲げる委員をもって構成する

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局中央図書館において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員の合意で定める。合意は、出席委員の過半数でこれを決定し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

2 この要領は第三期板橋区子ども読書活動推進計画を策定した日をもって廃止する。

別表 1

役職	職 名
委員長	学識経験者
副委員長	学識経験者
委員	地域教育力担当部長
委員	教育委員会事務局次長
委員	区立小学校代表
委員	区立中学校代表
委員	区立小学校PTA代表
委員	区立中学校PTA代表
委員	区立保育園代表
委員	幼稚園代表
委員	区立児童館代表
委員	図書館司書代表（3名）
委員	図書館サポーター代表

(15名)

別表 2

役職	職 名
事務局	子ども家庭部保育サービス課長
事務局	子ども家庭部子ども政策課長
事務局	教育委員会事務局学務課長
事務局	教育委員会事務局指導室長
事務局	教育委員会事務局生涯学習課長
事務局	教育委員会事務局地域教育力推進課長
事務局	教育委員会事務局中央図書館長

(7名)